

令和 5 年 3 月 30 日

お客様各位

埼玉信用組合

「住宅ローン・アパートローンの繰上返済手数料に関する確認書」の
訂正のお知らせとお詫び

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では令和 3 年 4 月 1 日以降に住宅ローン並びにアパートローンをお借入されたお客様に対して、将来繰上返済をされる場合にお支払いいただきます繰上返済手数料に関してご説明申し上げたうえで、ローン契約時にお客様より「住宅ローン繰上返済手数料に関する確認書」または「アパートローン返済に関する確認書」をご提出いただいております。

今般、下記のとおり、確認書のうち繰上返済手数料の記載内容に一部誤りがあったことが判明いたしましたので、確認書記載の手数料金額を一部訂正させていただくとともに、既に訂正前の確認書をご提出いただきましたお客様に対しましても、訂正後の手数料金額を適用させていただきますことをお知らせいたします。

対象となりますお客様には、誤った説明をいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

〈訂正内容：繰上返済手数料〉

訂 正 前		
	借入日から繰上返済日までの経過期間	手数料金額
期日前返済	5 年未満	返済元金×1.5%+消費税
	5 年以上 10 年未満	返済元金×1.0%+消費税
	10 年以上 15 年未満	返済元金×0.5%+消費税
	15 年以上	無 料
一部繰上返済	(借入後年数に関わらず)固定金利期間中	22,000 円
	(借入後年数に関わらず)固定金利期間中	5,500 円

訂 正 後		
	借入日から繰上返済日までの経過期間	手数料金額
期日前返済	5 年未満	<u>返済元金×1.5%</u>
	5 年以上 10 年未満	<u>返済元金×1.0%</u>
	10 年以上 15 年未満	<u>返済元金×0.5%</u>
	15 年以上	無 料
一部繰上返済	(借入後年数に関わらず)固定金利期間中	22,000 円
	(借入後年数に関わらず)固定金利期間中	5,500 円

【本件に関するお問い合わせ先】

埼玉信用組合 本部 営業支援部

電話番号 0120-097-874 (受付時間 平日 午前9時から午後5時)

以 上